

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
防災知識普及事業	<p>防災知識の普及に要する経費で次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場の借上げに要する経費</li> <li>2 講習会等の資料の作成に要する経費</li> <li>3 講師に対する謝礼</li> <li>4 防災パンフレットの作成に要する経費</li> <li>5 その他市長が特に必要と認めるもの</li> </ol>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織に属する世帯の数（事業を実施する日の属する年度の前年度の3月31日現在の世帯の数をいう。以下「組織世帯数」という。）が100未満 15,000円</li> <li>2 組織世帯数が100以上200未満 20,000円</li> <li>3 組織世帯数が200以上400未満 25,000円</li> <li>4 組織世帯数が400以上 30,000円</li> </ol>	
防災訓練事業	<p>防災訓練に要する経費であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 炊き出し用の米、水等の購入に要する経費</li> <li>2 放送機器、テント、椅子、机等の借上げに要する経費</li> <li>3 看板の作成に要する経費</li> <li>4 その他市長が特に必要と認めるもの</li> </ol>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織世帯数が100未満 35,000円</li> <li>2 組織世帯数が100以上200未満 40,000円</li> <li>3 組織世帯数が200以上400未満 45,000円</li> <li>4 組織世帯数が400以上 50,000円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織が主催するものであること。</li> <li>2 自主防災組織に属する世帯の概ね半数以上が参加するものであること。</li> </ol>

補助 対象 事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
防 災 資 機 材 備 蓄 事 業	<p>次に掲げる資機材の購入に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集・伝達用資機材（携帯用無線機、電池メガホン、携帯ラジオ等）</li> <li>2 救出・救護用資機材（救護所用テント、消火器具、チェーンソー、ロープ、ハンマー、掛矢、のこぎり、一輪車、バール、テコ棒、担架、救急セット、はしご、つるはし、スコップ、手斧、ジャッキ、番線カッター、ヘルメット、腕章、毛布等）</li> <li>3 給食・給水用資機材（炊飯器具、給油タンク、緊急用ろ過装置等）</li> <li>4 避難用資機材（発電機、携帯用投光器、懐中電灯類、旗類、避難誘導棒、安全靴（長靴を含む。）、土のう袋、簡易トイレ、防水シート等）</li> <li>5 初期消火用資機材（消火器、格納庫、バケツ、ホース、消火剤等）</li> <li>6 その他市長が特に必要と認めるもの</li> </ol>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織世帯数が100未満 200,000円</li> <li>2 組織世帯数が100以上200未満 250,000円</li> <li>3 組織世帯数が200以上400未満 300,000円</li> <li>4 組織世帯数が400以上 350,000円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織が管理するものであること。</li> <li>2 資機材には、自主防災組織の所有であることを明記すること。</li> </ol>

補助 対象 事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
備 蓄 食 糧 等 整 備 事 業	<p>次に掲げる非常用備蓄食糧及び飲料水（以下「備蓄食糧等」という。）の購入に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賞味期限が5年以上の備蓄食糧等</li> <li>2 その他市長が特に必要と認める備蓄食糧等</li> </ol>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄食糧等整備事業に係る補助金の交付を受けたことのない自主防災組織 1,900円に当該自主防災組織に属する世帯の世帯員の数（事業を実施する日の属する年度の前年度の3月31日現在の世帯員の数をいう。）を乗じた額（以下「基準額」という。）</li> <li>2 備蓄食糧等整備事業に係る補助金の交付を受けたことのある自主防災組織 基準額から備蓄食糧等整備事業により購入した備蓄食糧等（賞味期限を経過していないものに限る。）に係る補助金の額を差し引いた額</li> </ol>	<p>自主防災組織が管理するものであること。</p>